

## 平成 31 年度入学者選抜要項の追加事項について

弘前大学医学部医学科の入学定員及び青森県医師修学資金制度について、追加事項がありましたのでご確認ください。

### 1. 医学部医学科の入学定員について

医学科の入学定員は、平成 20 年度以降 27 名増員して合計 112 名です。

この増員については、医師不足が深刻な地域や診療科に対し、不足する地域等の医療機関に勤務する医師を確保するため、医学科入学定員の増員が必要であると国から提示されたことに、本学として地域医療に貢献できる医師を養成し、不足する地域等に医師の定着を図るため、入学定員の増員を申請し認められたものです。

これに伴い、青森県は、医師の充実を図るため、本学を卒業した後、県が指定する公的医療機関等に医師として勤務しようとする人に「青森県医師修学資金制度」を用意しています。

### 2. 青森県医師修学資金制度（弘前大学医師修学資金制度）について

青森県では、将来、医師として青森県の地域医療に貢献していただける方を、さまざまな形で応援しています。医師になるために、医学部医学科で 6 年間勉強する場合、入学金、授業料などの経費を要します。経費の面で心配することなく、勉学に集中できるようにするのが、修学資金制度です。その制度の概要は以下のとおりです。

- (1) 対象者 青森県出身の平成 31 年 4 月に入学する弘前大学医学部医学科の学生
- (2) 貸与者数 27 名以内（うち特別枠 5 名程度）
- (3) 選考方法 書類審査により選考（特別枠は必要に応じて面接を実施）
- (4) 貸与金額 入学料、授業料（毎年度）  
（このほか特別枠は奨学金（月額 10 万円）を貸与）
- (5) 貸与期間 本学の在学期間（6 年間）
- (6) 返還免除 一定期間、青森県内の指定医療機関に医師として勤務した場合は返還を免除

※修学資金制度についての詳細は、青森県庁ホームページ

（<https://inomori-aomori.info/highschool/p03>）にて確認願います。